

建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン

改訂新旧対応表

日本文書情報マネジメント協会 建築市場委員会

頁 (新)	章 (新)	新 (Ver. 2.0)	旧 (Ver. 1.2 2019年11月)	【改定原因区分】 改定理由
1	はじめに	2021年9月に建築士法が改正され、設計図書への押印は不要となり（中略）紙文化の象徴ともいえる押印が廃止されたからといって、デジタル化をその動きに合わせるだけではなく、今後置き換わって行くであろうデジタル中心の設計図書の作成と保存のあるべき姿も見据え、本ガイドラインの改訂版を発行する。	単に紙の設計図書をスキャンして電子化するのにとどまらず、建築士が電子図面や電子書類をどのように電磁的記録により作成し、そのうえで、建築士事務所開設者がどのように15年間電磁的記録で保存すればよいかの一助となるよう、本ガイドラインを発行する。	【押印廃止】 設計図書への押印の廃止にともなう、本ガイドラインの発行（改定）方針の表明
3, 4	1. 1)	法的根拠概観 ・電子署名及び認証業務に関する法律【以下『電子署名法』という】（旧版）を削除 ・国土交通省住宅局建築指導課長発出の通知「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う建築士法等の一部改正について（技術的助言）」国住指第1339号【以下『国交省建築指導課長通知』】を追加 ・前記に合わせて図2を改定	法的根拠概観 ③電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年5月31日法律第102号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号） 【以下『電子署名法』という】	【押印廃止】 設計図書への押印の廃止にともない、電磁的記録では電子署名が必須ではなくなったため、電子署名法の記述を削除。 押印の廃止にともない発出された『国交省建築指導課長通知』が重要な意味を持つので掲載
5	1. 2)	本ガイドラインの位置付けに押印の廃止を追加 しかし、令和3年9月1日改正の建築士法および建築士法施行規則の施行で押印が廃止されたことに伴い、電磁的記録による設計図書の作成と保存の場合、e-文書法で求められている「署名等」は、電子署名ではなく記名（署名	なし	【押印廃止】 押印廃止に伴って、長期署名を失った電磁的記録による設計図書が、真正に成立したものとするという推定効が働かなくなったことと、改ざん検知機

		ではない) でよいこととなり、真正に成立したものとするという推定効は働かなくなった。さらに電子署名とこれの有効性を延長するためのタイムスタンプが保有する改ざん検知機能(真正性の証明機能)も同時に失うこととなった。		能を失ってしまったことを記載。
7	2. 2)	建築士法第二十条第一項の書面の作成が電磁的記録による作成で可能となる根拠法 ・『電子署名法』第三条を削除 ・『e-文書法(国交省令)』第七条第二項 を追加	建築士法第二十条第一項の書面の作成 と押印 が電磁的記録による作成で可能となる根拠法 ・『電子署名法』第三条を記載	【押印廃止】 押印廃止により電子署名が義務ではなくなったので、電子署名法を削除
8	2. 3)	e-文書法第四条第3項が求める「署名等」が記名でよい根拠を追加 ・『国交省建築指導課通知』(2)設計図書の電磁的記録による作成及び保存方法について①署名等の代替措置について を追加しこれに合わせて解説を修正	建築士による押印により、書面による設計図書が真正に成立したものと推定することができる(民事訴訟法第二百二十八条(文書の成立))。 電磁的記録により作成されたものは、『電子署名法』により、電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定することができる。	【押印廃止】 旧版では「署名等」は電子署名であり、真正に成立したことが推定できることを解説していたが、新版では「署名等」が「記名」で良いことになったことの根拠を解説
10	3. 1)	『建築士法施行規則』(帳簿の備付け等及び図書の保存)第二十一条第4項第三号 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二十七条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書」	なし	【法改正】 『建築士法施行規則』の改正により、保存すべき図書が追加されたため、第二十一条第4項に第三号を追加。
11	3. 2)	建築士法第二十四条の四第二項による図書の保存規定が電磁的記録で可能となる根拠法	建築士法第二十四条の四第二項による図書の保存規定が電磁的記録で可能となる根拠法	【押印廃止】 旧版では電子署名が必須であったた

		<p>【解説】の修正</p> <p>設計図書を作成した場合、建築士である旨の表示をして記名をしなければならず、電磁的記録により設計図書を作成した場合も同様である。この措置を施した設計図書を15年間保存するが、その保存期間に亘って真正性の確保、すなわち保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるような措置が必要である。詳細は後述する。</p>	<p>【解説】</p> <p>電磁的記録により設計図書を作成した場合は建築士の電子署名が必要となるが、この電磁的記録を長期に保存する場合は、その保存期間に亘って真正性の確保、すなわち電子署名の有効性が確認できる措置が必要である。詳細は後述するが、本ガイドラインはタイムスタンプ（技術）を活用した長期署名方式を推奨する。</p>	<p>め、保存時は長期署名を推奨していたが、新版では、『国交省建築指導課通知』に従い、真正性の確保、すなわち保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるような措置が必要であることを解説。</p>
14	4.	<p>電磁的記録の方法</p> <p>【解説】内のICBA質問番号108の回答を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このQ&A【回答】①においては、設計図書に記名をし書面を原本とした場合の電子ファイル保存は否定されており¹、 ・脚注¹で解説を追記 ・旧版のCADやCADから直接作成されたマイクロフィルムによる保存の場合の扱いが不明の為、この文章（右記）を削除。 	<p>電磁的記録の方法</p> <p>【解説】内のICBA質問番号108の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このQ&A【回答】①においては、<u>電子署名のない電子ファイル</u>保存は否定されており、 ・CADやCADから直接作成されたTIFFやPDFには押印がないので、これらから直接作成されたマイクロフィルムによる保存は認められない。 	<p>【押印廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子署名が義務ではなくなったので、旧版の下線部分を削除。 ・押印廃止によりCADやCADから直接作成されたマイクロフィルムの保存に関する扱いが不明となったため、該当文章を削除。
15	5.1)	<p>表1 設計図書の作成と保存の選択肢と法的要件を改定</p> <p>（作成時の要件）</p> <p>建築士の記名</p> <p>（保存の要件）</p> <p>保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにする</p>	<p>表1 設計図書の作成と保存・・・</p> <p>（作成時の要件）</p> <p>建築士の記名と、これらをまとめた電子ファイルに建築士の電子署名を付与</p> <p>（保存の要件）</p> <p>建築士の電子署名の有効性を保存期間に亘って検証できること</p>	<p>【押印廃止】</p> <p>電子署名が義務ではなくなったので、表1を改定。</p>
16～18	5.2)	<p>設計図書を電磁的記録で作成する場合と保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『国交省建築指導課通知』の1.(2)②「電磁的記録の長期保存について」を新たに掲載 ・①ドキュメント管理システム 	<p>設計図書を電磁的記録で作成する場合と保存</p> <p>電磁的記録で作成した電子ファイルを保存対象とする場合、この保存期間に亘り真正性を確保することが求められ、すなわち</p>	<p>【押印廃止】</p> <p>旧版では義務である電子署名の有効性を延長するための長期署名を推奨していたが、新版で</p>

		<p>で作成時と同じ状態であることを確認する方法</p> <p>②PDFファイル単位で作成時と同じ状態であることを確認する方法としてのタイムスタンプの付与を推奨</p> <p>の2種類の保存方法から建築士事務所の開設者が選択する</p> <p>・前記に合わせて図3を改定</p>	<p>電子署名が有効であることを検証できることが求められる。</p> <p>電子署名には有効期間があるため、電子署名の有効性を延長するため、本ガイドラインでは、現在一般的なタイムスタンプ（技術）を活用した長期署名を付与することを推奨する。</p>	<p>は『国交省建築指導課通知』で示されたドキュメント管理システムによる保存方法を記載し、推奨としてタイムスタンプを付与しての保存方法を記載。</p>
19, 20	5. 3)	<p>設計図書を書面で作成する場合と保存</p> <p>設計図書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を保存する場合の適切な処置とは(書面による設計図書を破棄する場合)、スキャンした電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすることであり、前記「2)設計図書を電磁的記録で作成する場合と保存」の場合と同様である。</p> <p>前記に合わせて図4を改定</p>	<p>設計図書を書面で作成する場合と保存</p> <p>民事訴訟法第二百二十八条（文書の成立）第一項には、「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」とされており、この概念は電子データであっても同様と考えられ、また証拠の証明力については、裁判官の自由な心証（判断）に委ねられていることから、原本の真正性（書面への押印）を保存期間に亘って維持する完全性の確保は重要である。この完全性確保のために、(中略)長期署名方式を推奨する</p>	<p>【完全性確保】</p> <p>設計図書のスキャナ保存の場合、旧版では長期署名による完全性担保を推奨していたが、新版では、電磁的記録による作成と保存同様、①「保存管理システムで作成時と同じ状態であることを確認する方法」、②「PDFファイル単位で作成時と同じ状態であることを確認する方法」を記載。</p>
21	5. 4)	<p>表2 設計図書の作成と保存の選択肢と法的要件と推奨を改定</p> <p>15年間の保存方法として、「①ドキュメント管理システム等で保存・管理、もしくは証明可能なバックアップを作成」を記載し、推奨として「②電子ファイルにタイムスタンプを付与。10年経過前に追加のタイムスタンプを付与し延長」を記載</p>	<p>表2 設計図書の作成と保存の選択肢と法的要件と推奨</p> <p>15年間の保存方法として、「電子署名付き電子ファイル原本を保存」とし、推奨として「建築士の電子署名の有効性が確認できる期間を延長する必要がある、その方法として長期署名形式にタイムスタンプを付与する」を記載</p>	<p>【押印廃止】</p> <p>旧版は電子署名が必須、長期署名を推奨していたが、新版では電子署名不要、推奨として電子ファイルにタイムスタンプを付与。10年経過前に追加のタイムスタンプを付与し延長を記載。</p>

22 ～ 25	5. 5) 6)	<p>5) 建築確認検査用設計図書との関係</p> <p>6) 設計図書を建築主に提出する場合</p> <p>を旧版2) 3) から分離して独立。図5、図6を新設して分かり易くした。</p>	5. 2) と3) 内に記載	<p>【解説の改善】</p> <p>「建築確認検査用設計図書との関係」と「設計図書を建築主に提出する場合」を分かり易くするため、分離独立し図を追加した。</p>
26	6. 2)	<p>工事監理報告書の作成と保存</p> <p>2) 工事監理報告書の提出</p> <p>『建築士法』『建築士法施行規則』『国交省建築指導課通知』の該当箇所を新規掲載</p>	5. 5) 工事監理報告書として記載。 電磁的記録で作成する場合は建築士法施行規則第十七条の十六第二項第二号に「ファイルに記録された結果について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。」とされていることから、電子ファイルに建築士の電子署名を付与したうえで建築主に提出する。	<p>【法改正】</p> <p>【押印廃止】</p> <p>電子署名が義務ではなくなったことから、工事監理報告書を作成し建築主へ提出する場合の要件として『建築士法施行規則』第十七条の十六第二項第二号と『国交省建築指導課通知』ではPDFで良いこととなったが、真正性担保の観点からガイドラインではPDFファイルの改変を防止（実際は改変を検知）するための有効な手段としてPDFファイルにタイムスタンプを付与する措置を推奨。</p>
27 ～ 29	6. 3)	<p>工事監理報告書の電磁的記録による作成と提出</p> <p>『建築士法』『建築士法施行規則』『国交省建築指導課通知』の該当箇所を新規掲載。</p> <p>【解説】にて、</p> <p>『国交省建築指導課通知』では、「ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF形式とすること等とする。」としている、としたうえで、PDFファイルの改変を防止（改変を検知）するための有効な手段としてPDFファイルにタイムスタンプを付与する措置を推奨。</p>	5. 5) 工事監理報告書として記載。 電磁的記録で作成する場合は建築士法施行規則第十七条の十六第二項第二号に「ファイルに記録された結果について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。」とされていることから、電子ファイルに建築士の電子署名を付与したうえで建築主に提出する。	<p>【法改正】</p> <p>【押印廃止】</p> <p>電子署名が義務ではなくなったことから、工事監理報告書を作成し建築主へ提出する場合の要件として『建築士法施行規則』第十七条の十六第二項第二号と『国交省建築指導課通知』ではPDFで良いこととなったが、真正性担保の観点からガイドラインではPDFファイルの改変を防止（実際は改変を検知）するための有効な手段としてPDFファイルにタイムスタンプを付与する措置を推奨。</p>

29, 30	6. 4)	工事監理報告書の建築士事務所における保存 15年間の保存は、前出の「5. 設計図書の作成と保存」で述べた設計図書を電磁的記録により作成した場合、もしくは書面により作成した場合の保存と全く同じ方法で保存し、保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすれば良い。	保存する場合においては、写しであっても、保存期間に亘って完全性を確保し、電子署名の有効性を確認できるようにする。完全性確保の方法として、本ガイドラインでは、設計図書の作成と保存の方法と同様の扱いとなる長期署名の付与を推奨する。なお、原本に長期署名が付与され、これを建築主に提出することは差し支えない。	【押印廃止】 15年間保存の場合は、「5. 設計図書の作成と保存」と同様の扱いとなるため変更。
30, 31	6. 4)	旧版表3を、 表3 工事監理報告書の作成と建築主への提出の要件と推奨 表4 工事監理報告書の保存の選択肢と要件と推奨 に分割し、PDFへのタイムスタンプ付与を推奨。	表3 工事監理報告書の作成と保存の選択肢と法的要件と推奨 として作成・建築主への提出と保存を一つの表で記載。長期署名を推奨。	【解説の改善】 作成・建築主への提出と、保存の要件が明確に異なることとなったため、表を分割して記載。
32	7.	電磁的記録の一般的な形式（フォーマット） 図7を新設	本文の改定箇所はない。	【解説の改善】 視覚的に分かり易くするため、図7を新設。
35	8. 3)	本ガイドラインでの推奨ファイル形式（フォーマット） 長期保存のためのファイル形式 タイムスタンプを付与して保存する場合は、タイムスタンプをPADES形式で内包させ、	本ガイドラインでの推奨ファイル形式（フォーマット） 長期保存のためのファイル形式 PDFファイルに建築士の長期署名（電子署名とタイムスタンプ）をPADES-LTV形式で内包させ、	【押印廃止】 電子署名が義務ではなくなったことから、旧版の長期署名に替えて、「タイムスタンプをPADES形式で内包させ」、に変更。
36 ～ 38	9.	タイムスタンプ 1) 証拠保全としてのタイムスタンプの仕組み 2) タイムスタンプの有効期間に改訂	長期署名の実務 1) 電子証明書の入手 2) タイムスタンプの入手 3) 実際の長期署名	【押印廃止】 長期署名が重要な位置付けではなくなったため、タイムスタンプの解説に全面的に改訂。
39 ～	10.	法的証拠能力の強化策としての「電子署名」付与	建築士向け電子証明書の推奨基準	【押印廃止】 旧版では、建築士向

43		<p>1) 電子署名付与の法的根拠</p> <p>2) 電子証明書</p> <p>3) 長期署名に改訂</p>	<p>1) 利用可能な電子証明書の種別</p> <p>2) 建築士の本人確認方法について</p> <p>3) 建築士資格の電子証明書への格納</p>	<p>け電子証明書の発行を意識して詳細を定めたが、新版では電子署名が義務ではなくなったため、電子署名を法的証拠能力の強化策と位置づけて全面改訂。</p>
44 ～ 47	11.	<p>情報セキュリティ</p> <p>1) 設計図書の電磁的記録による保存に関する考え方</p> <p>2) 実施事項</p>	<p>情報セキュリティ</p> <p>設計図書の電磁的記録による保存に関する考え方</p> <p>実施事項</p>	<p>改定はない。</p>
48 ～ 50	12.	<p>Q & A</p> <p>新設（全12問）</p> <p>1) 建築士法関連</p> <p>2) 電磁的記録による保存関連</p> <p>3) 建築確認申請関連</p> <p>4) 導入・運用関連</p>	<p>なし</p>	<p>【解説の改善】</p> <p>一般社団法人日本建築士事務所協会連合会のガイドライン講習会で出た質問から重要なQ & Aを掲載。</p>
		<p>削除</p>	<p>12. 建築確認検査の電子申請</p>	<p>【押印廃止】</p> <p>確認検査時に求められる電子証明書との差異を記載していたが、電子署名が義務ではなくなったので削除。</p>
		<p>削除</p>	<p>13. 設計図書の電子化の運用例</p>	<p>【押印廃止】</p> <p>電子署名が義務ではなくなり、システムが複雑ではなくなったので削除。</p>
51		<p>参考様式（原本証明書）</p>	<p>なし</p>	<p>【解説の改善】</p> <p>原本証明書の書式についての問い合わせが多かったので新規に掲載。</p>

		削除	付録 建築士登録番号コード表	【押印廃止】 建築士向け電子証明書 の発行が事実上不要 となったため削除。
9～ 29		「後述する」とした 該当ページ数を（⇒P. 〇〇）形式で記載	なし	【解説の改善】 閲覧性向上のため 8箇所に記載。

改訂理由の【改定原因区分】について

【押印廃止】：『建築士法施行規則』の改正により 押印は不要 となり、これを受けて『e-文書法 国交省令』改正に伴う「行政機関等が定める措置」として、『国交省建築指導課通知』により電磁的記録の場合の 電子署名は不要 となった。電子署名不要も押印廃止を原因としているので同区分とし、押印廃止を原因としてガイドラインを改定したことを示す。

【法改正】：押印廃止以外の『建築士法施行規則』の改正によって、ガイドラインを改定したことを示す。

【完全性確保】：押印・電子署名廃止に伴い、電磁的記録による設計図書の保存方法が変更となったため、この考え方を設計図書のスキャナ保存にも適用して完全性を確保することとし、ガイドラインを改定したことを示す。押印廃止が直接の改訂原因ではない。

【解説の改善】：ガイドラインにおける解説をより分かり易くするためにガイドラインを改定したことを示す。